Press Release

静岡労働局発表 平成 29 年 6 月 5 日

(照会先)

担静岡労働局 労働基準部 監督課担監 督 課 長 和田 久主任監察監督官 土屋 洋電 話 054-254-6352

労働基準監督官による立ち入り調査等の結果、

6割を超える事業場で改善を勧告、指導等

~ 法違反で最も多かったのが労働時間関係(847事業場)~

静岡労働局(局長 高森 洋志)は、管下7労働基準監督署における平成28年の定期監督等()の実施結果を以下のとおり、とりまとめました。

定期監督等とは、労働基準法・労働安全衛生法等の関係法令に基づき定期的に又は労働災害発生等を契機として事業場に立ち入り、調査を行い、問題が認められた場合にはその改善を勧告、指導または行政処分を行うものです。

- 1 実施件数 3,498 事業場
 - 業種別 建設業 1,360 事業場 製造業 1,188 事業場 商業 317 事業場
- 2 違反事業場数 2,273 事業場

業種別 製造業 934 事業場 建設業 651 事業場 商業 233 事業場

3 違反率 65.0%(違反率は上記項目「2」÷「1」で算出)内容別 労働時間 847 事業場…(違反率 24.2%) 安全基準 638 事業場…(違反率 18.2%) 健康診断 599 事業場…(違反率 17.1%)

1 概要

平成 28 年 1 月から 12 月までの 1 年間に管下 7 労働基準監督署では、3,498 事業場に対して定期監督等を実施しました。そのうち 65.0% (対前年比 0.1 ポイント減少)2,273 事業場で労働条件や職場の安全衛生に関する法違反が認められました。(表 1 参照)

2 各業種における定期監督等実施事業場数及び違反事業場数

定期監督等の実施事業場数は、多い順に、 建設業 1,360 事業場(前年 1,527 事業場) 製造業 1,188 事業場(前年 1,125 事業場) 商業 317 事業場(前年 219 事業場) 接客娯楽業 191 事業場(前年 105 事業場) 保健衛生業 105 事業場(74 事業場)となりました。

次に違反事業場数を見ると、多い順に、 製造業:934 事業場(違反率 78.6%) 建設業:651 事業場(違反率 47.9%) 商業:233 事業場(違反率 73.5%) 接客娯楽業:150 事業場(違反率 78.5%) 保健衛生業:82 事業場(違反率 78.1%) となりました。(表 1 参照)

また、違反率が高い順では、監督件数自体が50件未満のものを除くと、 製造業(違反率78.6%) 接客娯楽業(違反率78.5%) 保健衛生業(違反率78.1%) 運輸交通業(違反率78.0%) 商業(違反率73.5%)でした。

違反率の前年との比較では、全業種計 65.0%(前年違反率 65.1%)が 0.1 ポイント減少し、業種別の状況をみると、製造業 78.6%(前年違反率 84.0%)が 5.4 ポイント、接客娯楽業 78.5%(前年違反率 81.9%)が 3.4 ポイント、保健衛生業 78.1%(前年違反率 79.7%)が 1.6 ポイント、運輸交通業 78.0%(前年違反率 86.2%)が 8.2 ポイント、とそれぞれ減少しました。

なお、建設業においては、47.9%(前年違反率 47.3%)と 0.6 ポイント増加しました。(表 2 参照)

3 監督指導における主要な法違反の状況

(1) 労働条件関係

主要な法違反としては、

労働時間(時間外労働及び休日労働に関する協定が未締結である。又は同協定による限度時間を超過している)

違反率 24.2% (847 事業場): 前年比 2.1 ポイント増加 割増賃金(時間外・休日・深夜労働などに対する割増賃金を支払って いない等)

違反率 14.2% (498 事業場): 前年比 0.3 ポイント減少 労働条件明示(雇入れ時の労働条件通知書が交付されていない等) 違反率 10.7% (374 事業場): 前年比 0.3 ポイント増加 就業規則(作成や変更がされていない。また、労働基準監督署へ届出 されていない)

違反率 7.2% (251 事業場): 前年比 1.1 ポイント減少などとなっています。(表 1、表 2 参照)

(2)安全衛生関係

主要な法違反としては、

安全基準(巻き込まれのおそれがある箇所にカバーを設けるなどの措置が行われていない等)

違反率 18.2% (638 事業場): 前年比 4.6 ポイント減少

健康診断(一般健康診断、有害業務に関する健康診断が行われていない)

違反率 17.1% (599 事業場): 前年比 2.6 ポイント増加 定期自主検査(プレス機械、フォークリフトなどの機械設備等の定期 自主検査を行っていない)

違反率 7.6% (266 事業場): 前年比 2.3 ポイント減少

などとなっています。(表1、表2参照)

また、機械設備等に関する労働安全衛生法違反のうち、労働災害の危険が特に あることから早急に改善が求められるものに対して措置する使用停止等命令の行 政処分は 119 件となっています。(前年 161 件)

4 今後の方針

以上のとおり、定期監督等を実施した 3,498 の事業場のうち、65%の事業場で法違反が認められました。昨年とほぼ同率であり、未だ高い水準にあります。

本年度静岡労働局では、昨年度に引き続き、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止、一般労働条件確保・改善対策並びに労働安全衛生対策を柱として、長時間労働が懸念される事業場、法定労働条件の履行確保が懸念される事業場、労働災害の多発している工場、建設現場などを主な対象として、監督指導を実施することとしており、特に、時間外労働・休日労働時間が1か月80時間を超えるような事業場に対しては、把握した事業場の全数に対して監督対象とするほか、重大・悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処することとしています。

主な業種における法違反の事業場数

(平成28年1月~12月)

静岡労働局

	事業場数	定期	違反事業場数(下段は違反率) 											
	業種	期監督等実施件数		労働時間	割増賃金	労働条件明示	就業規則	賃金不払	安全基準	健康診断	定期自主検査			
	◇ ₩锸⇒	3,498	2,273	847	498	374	251	172	638	599	266			
(主な業種	全業種計		65.0%	24.2%	14.2%	10.7%	7.2%	4.9%	18.2%	17.1%	7.6%			
	製造業	1,188	934	455	239	180	118	88	284	329	231			
	表 足 来		78.6%	38.3%	20.1%	15.2%	9.9%	7.4%	23.9%	27.7%	19.4%			
	建設業	1,360	651	27	26	21	7	10	317	23	14			
	连 以 来	1,300	47.9%	2.0%	1.9%	1.5%	0.5%	0.7%	23.3%	1.7%	1.0%			
	運輸交通業	91	71	69	19	19	8	6	12	25	7			
	连韧义应来		78.0%	75.8%	20.9%	20.9%	8.8%	6.6%	13.2%	27.5%	7.7%			
	商業	317	233	113	79	49	59	19	12	90	7			
	10 未		73.5%	35.6%	24.9%	15.5%	18.6%	6.0%	3.8%	28.4%	2.2%			
業種	教 育 研 究	47	36	11	16	11	4	3	1	12	1			
の	3X FI WI 7L	71	76.6%	23.4%	34.0%	23.4%	8.5%	6.4%	2.1%	25.5%	2.1%			
状況	保健衛生業	105	82	38	39	9	13	14	0	21	0			
	小		78.1%	36.2%	37.1%	8.6%	12.4%	13.3%	0.0%	20.0%	0.0%			
	接客娯楽業	191	150	83	50	62	21	21	1	69	0			
	设计从未来	131	78.5%	43.5%	26.2%	32.5%	11.0%	11.0%	0.5%	36.1%	0.0%			
	清 掃 業	28	21	11	5	5	5	0	5	5	3			
	/月 〕市 未		75.0%	39.3%	17.9%	17.9%	17.9%	0.0%	17.9%	17.9%	10.7%			
	その他の事業	125	69	30	21	14	15	8	2	20	1			
	(派遣業など)	125	55.2%	24.0%	16.8%	11.2%	12.0%	6.4%	1.6%	16.0%	0.8%			

^{*「}主な業種の状況」は、全業種を記載していないので、合計しても「全業種計」と一致しない。

	年	定期監督等実施件数	違反率 (%)	労働基準法違反 労働安全衛生法違反												
				労 働 条 件	労 働 休日	割増	就業	賃金	作業主	安全	衛 生	定期自主	安全衛生	就業	作 業 環 境	康
				明示	時 _{含む} 間)	賃金	規則	不 払	任 者	基準	基準	検査	教育	制限	測定	診断
集川、生、米	28	1,188	78.6%	15.2%	38.3%	20.1%	9.9%	7.4%	9.1%	23.9%	10.4%	19.4%	5.3%	2.2%	5.7%	27.7%
製造業	27	1,125	84.0%	22.7%	36.9%	23.6%	14.6%	10.3%	14.7%	27.7%	12.3%	25.6%	6.5%	2.8%	7.7%	28.7%
鉱業	28	2	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
(主に採石業)	27	2	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
建設業	28	1,360	47.9%	1.5%	2.0%	1.9%	0.5%	0.7%	4.4%	23.3%	1.2%	1.0%	0.5%	0.3%	0.1%	1.7%
建 以 未	27	1,527	47.3%	0.8%	0.9%	0.5%	0.5%	0.5%	3.3%	26.7%	1.2%	1.2%	0.3%	0.3%	0.1%	0.5%
運輸交通業	28	91	78.0%	20.9%	75.8%	20.9%	8.8%	6.6%	0.0%	13.2%	1.1%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	27.5%
建	27	87	86.2%	13.8%	87.4%	29.9%	17.2%	14.9%	2.3%	11.5%	2.3%	4.6%	0.0%	2.3%	3.4%	18.4%
商業	28	317	73.5%	15.5%	35.6%	24.9%	18.6%	6.0%	0.6%	3.8%	0.3%	2.2%	0.3%	0.9%	0.6%	28.4%
100 🛪	27	219	74.4%	22.8%	37.4%	34.7%	18.7%	5.5%	0.0%	4.6%	0.5%	5.0%	0.5%	1.4%	0.0%	23.7%
教育研究	28	47	76.6%	23.4%	23.4%	34.0%	8.5%	6.4%	2.1%	2.1%	6.4%	2.1%	2.1%	0.0%	0.0%	25.5%
3X 13 W176	27	37	64.9%	10.8%	45.9%	21.6%	10.8%	5.4%	0.0%	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	18.9%
保健衛生業	28	105	78.1%	8.6%	36.2%	37.1%	12.4%	13.3%	1.0%	0.0%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%	2.9%	20.0%
水促桐工来	27	74	79.7%	10.8%	37.8%	48.6%	18.9%	8.1%	1.4%	1.4%	0.0%	1.4%	1.4%	0.0%	0.0%	20.3%
接客娯楽業	28	191	78.5%	32.5%	43.5%	26.2%	11.0%	11.0%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	36.1%
スロベ木来	27	105	81.9%	17.1%	70.5%	34.3%	13.3%	13.3%	1.0%	2.9%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	36.2%
清掃業	28	28	75.0%	17.9%	39.3%	17.9%	17.9%	0.0%	7.1%	17.9%	0.0%	10.7%	0.0%	0.0%	0.0%	17.9%
/日川小木	27	24	79.2%	4.2%	12.5%	12.5%	16.7%	4.2%	4.2%	37.5%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%
全業種	28	3,498	65.0%	10.7%	24.2%	14.2%	7.2%	4.9%	5.0%	18.2%	4.3%	7.6%	2.1%	1.0%	2.2%	17.1%
	27	3,351	65.1%	10.4%	22.1%	14.5%	8.3%	5.4%	6.6%	22.8%	4.8%	9.9%	2.5%	1.2%	2.8%	14.5%

⁽注)違反事業場数を監督実施事業場数で除し、割合を%で示したものである。